

令和6年度兵庫県社会福祉審議会総会 議事要旨

-
- | | | |
|---|------|--------------------------|
| 1 | 日 時 | 令和7年3月17日（月） 13：15～15：00 |
| 2 | 場 所 | 兵庫県私学会館 大会議室 |
| 3 | 出席委員 | 別添のとおり |
-

[内 容]

1 部長あいさつ

2 各専門分科会の運営状況の報告

- (1) 各所管課より、資料1に基づき運営状況を報告
- (2) 質疑

【A 委員】

資料1・7頁の身体障害者審査部会の審査結果の表について、内訳の指定医師の意見と変わったものというのが肢体の件数が大変多い。医師の意見が違うのかというところを伺いたい。

それから却下の件数が肢体と内部が多い。どのような内容で却下されるのか。

また、例年このくらいの数や割合、急に増えてきているのかどうか事情についてご説明いただきたい。

【障害福祉課長】

肢体は例年却下が多い。先日の分科会で診断書の書き方がなかなか難しいというような話があり、指定医師に対して研修や診断書の書き方のマニュアル的なものが必要だということについて、今後検討していくところである。

3 県からの報告

- (1) 各課より、資料2に基づき報告
- (2) 質疑

【B 委員】

資料2・30頁の川西市にこども家庭センター一時保護所ができるとあるが、一時保護された子どもがどんな割合でどこへ移動されるのかというのを伺いたい。

また、地元の人間としては何かここに協力したいがどういう形であるか伺いたい。

【児童家庭課長】

一般的には施設、或いは里親という形で、県の社会的養育推進計画で触れている里親等委託率が、施設或いは里親に行く割合を示している。現在は約4分の1が里親で残りが施設になるが、施設と里親の割合を半分半分にしていくことを計画しているところである。

それから、地元からの支援について、まだ一時保護所ができたところもあるので、具体的にこれをお願いしますということはないが、まずは温かい目で見守ってい

ただきたいということと、やはりいろんな事情があつて、それぞれ子どもたちの特性、個性や家族の状況、非常に複雑なので、それを温かい目で見守っていただきたいというところである。

【C 委員】

資料2・34 頁、例えばファミリーホームが非常に必要になっているなど拝見する。里親・ファミリーホームへの委託率が国の目標自体が大変高い数字となっているところ、県としても 52.9%という目標で、家庭的な状況が子どもたちにとっては大切であり、理想かなというふうにも思っているところなので、今後の取り組みに大変期待している。

その中で、地域社会の理解がないと進んでいけないと思うが、そこに対する対策や、取り組みは考えてらっしゃるのか。また、何か計画的なことがあるか、その辺を教えてくださいなと思う。

【家庭支援対策官】

まず、社会からの理解というのは非常に大切だと思っている。地域として社会的養育への理解を深めていくには、CM等を流す等ではなく、今年は里親支援センターにおいて里親さんが体験談等をお話しをする会というのを開催し、今年は 200 回程実施した。そういうことを続けていくことで、皆さんの理解、啓発を進めたいと思っている。

【D 委員】

里親のところに子どもたちが入る中で、しっかり支援が充実するためには、地域社会、また、学校でも知識を与える体制等を構築していただかなければいけないと思う。現状の里親委託率 26.1%から倍を目指すには、そのあたりのことにもご尽力していただきたい。

【E 委員】

子ども・子育て未来プランで、子ども・若者の当事者の意見表明機会の創出、ということがあり、社会的養育推進計画の中で、意見表明等支援事業という具体的な取り組みがあるが、この意見表明という支援について、すべての子どもに必要な課題かなと思う。社会的議論のテーブルにすべての子どもについてもらうことに、何か県の取り組みがあれば、伺いたい。

もうひとつは、先ほど、三宅委員の質問で、地域として何か支援できることはないかということに対して、児童家庭課長から、温かく見守っていただきたいという答弁があった。先日、地元コミュニティーの皆さんが、施設見学に行かれて、その中で、歯科衛生士さんがおられたことがあり、例えば、口腔の健康とか、子どもたちに出前講座みたいなことができるかどうか、地域の皆さんの参画が、施設の性質上から、可能かどうか伺いたい。

【こども政策課長】

意見表明を聞くということに関して、こども基本法において義務づけられているので、いろんな施策を行うにあたっては、そこを勘案しながらやっていくべきという方針がある。子ども子育て未来プランにおいて、その部分を落とし込んだというのが今回のプラ

ンで、いろんな方法が考えられるかと思うが、ターゲットに対して傾向をどう評価していくということがある。

例えばこども政策課が今年度、こども政策モニターというのを実施した。子どもの定義が大体 20 歳前後ぐらいまでとされているので、それぐらいまでの幅広い人たちの中から、小中高生 100 名選抜し、意見を聞くということをし、どんなテーマで何を聞くかということとその都度変えていき、例えば、子どもの居場所をいかに考えていくか、或いは兵庫県の暮らしやすさについて、実施した。

ただ、自治体すべてでこれが義務づけられていることなので、いろんな部局がどんな方法での意見を聞くことができているのか検証をしていき、他の機関と連携しながらやるべきことは協議しながら、試行錯誤し、それをいかに政策に反映させるかを検討していくところである。

【児童家庭課長】

川西の一時保護所についての支援等、歯科衛生士はじめ、各分野の方々からの申し入れについては、都度検討させてもらい、やはり新しい令和の時代の一時保護所という形で、地域の方に支えられてあるべきなので、ただ、それぞれに子どもたちの状況はあるので、申入れがあれば、全てを受け入れられないが前向きに検討していく。

【F 委員】

私からは気になった点を少しコメントさせていただきたい。

1 つは子ども・子育て未来プランについて、資料 2・20 頁に量の見込みと提供体制というのが挙げられているが、今現在のプランでは、1 号の場合、量の見込が最終年度に約 5 万人だったが、改正のプランではあと 5 年間でさらに半減されるということで、非常に急ピッチに進む。

19 頁に新しい柱として、乳幼児教育・保育と子育て支援の充実の中に、持続可能な教育保育体制の確保という中の主な取り組みが掲げられているが、幼稚園の認定こども園化、保育所等の多機能化の支援、特に、1 号に重点を置いた多機能化への支援をぜひ検討していただきたい。

もう 1 つは兵庫県社会的養育推進計画について、資料 2・38 頁、令和 4 年の児童福祉法の改正で大きな変更点である③児童自立生活援助事業は、児童養護施設が原則 18 歳、措置延長とこの事業を使って 22 歳まで年齢延長でき、令和 6 年度から年齢が弾力化され、何歳でも入れるというような形になった。

年齢を区切らず支援できることは非常に評価されるが、施設側としては、未就学児から成人まで混在することで、新たな問題が発生する可能性がある。この事業の実施箇所数の目標である 5 ヶ所から 24 ヶ所にかなり増えるようにするためには、事業が円滑に導入されるよう、十分に施設と意見を交わし、取り入れ方法の検討や事例等の情報交換をして、研究に努めていただきたいと思う。

それから資料 2・42 頁、さらなる社会的養育の推進について、児童相談所の家族再統合への支援充実でペアレント・トレーニングの民間委託等の検討と記載があるので、そ

れはぜひ検討していただき、あわせて、26 頁の市町における親子関係形成支援事業でもペアレント・トレーニングが位置づけされているので、児童虐待予防にも非常に有益であるこのペアレント・トレーニングを、県で作っている動画を市町のこども家庭センターに使ってもらえるように配慮する等、市町において拡充できるようにお願いしたい。

【こども政策課長】

20 頁、1 号の教育認定の部分が大幅に下がっていくという現状が、すなわち、幼稚園の入所者が大きく減っていくということを意味しているので、幼稚園の生き残りということにも直結する。特に私立幼稚園からは、約 7 割が認定子ども園に移っているが、市によってはなかなか進まない市というのもある。幼稚園の充足率がかなり低くなっていくというのは、ご指摘の通りである。

保育所の多機能化というのは、特にここで想定しているのは郡部における少子化に伴って成り立たなくなること何とかが避けるために、例えば学童保育とミックスして他の機能を持っていただくということを支援していくことで始めたものだが、市によっては、公立幼稚園に学童保育を設置できないか等の検討を行っているところもあり、空きがより多くなっている幼稚園への対応の必要性について、よく意見交換していく。

【児童家庭課長】

38 頁、年齢要件が撤廃されているため、子どもたちの受け入れ先については、確かに大きな課題があり、国のガイドラインでも年齢の具体的な要件は示されていない。

県内各市町と相談しているが、例えば自立支援計画ができていない案件については受け入れをする等、徐々にではあるが形作っており、今後、施設の方々の負担を強くないように、施設の方々としっかり話し合いをさせていただきたいと考えている。

もう 1 つ、ペアレント・トレーニングについて、おっしゃったように県の方で教材を作っているの、それを市町に貸し出し等していく。そして、新しい児童福祉法に基づいたこども家庭センター（法第 10 条の 2）は、市町で設置が努力義務となっているので、虐待の早期発見早期対応のための 1 つとして、ペアレント・トレーニングの活用を市町と、児童相談所が一緒になって、子どもたちの安全安心に努めてまいりたい。

【G 委員】

社会的養育推進計画の策定に関わっているので、補足。計画の中で、里親率を上げていくというプランは意味するところが今後非常に大きい。社会的養護や社会的養育の在り方を大きく変える、より良い方向に進めていく大きな出来事が起こってくると思われる。

今まで里親なのか施設なのかという、どちらかみたいなことが多く、確かに里親率を上げていくことはあるが、里親の方々に今まで以上に社会的養護への社会的な貢献というところをより意識していただいて、家庭で育てるだけではなくて、様々な活動に参加したり、或いはネットワークを作ったりする活動をされながら、児童養護施設等と連携とって、協働で様々な展開していくことを期待しているというところである。里親部会で、新しく養育される方の動機を伺っても、以前までなかったような、社会的養護に貢献し

たいといった、考え方になっている。

それと、少し違うように見えながら、(子ども・子育て未来プランで掲げている) 子どもの声を聞くというところにも関係してくるのかなと、今伺っていて思った。子どもが、自分の意見を聞かれるという機会が、これから様々なところで、出てくるわけだが、子ども側からすれば、自分の意見を言うということは、単に自分のニーズを伝えるということだけではなく、社会的養育について、自分なりの考えを持つ等、もっとこうして欲しいとか、こういうところが足りないのではないかと、そのようなことについても考える機会でもある。

学校教育とも連動しながら、多くの子どもたちや、社会の中で子どもを育てるということについて、こんなことがなされているのか、それから自分はどういうふうに将来貢献できるのか等をなるべく早くから、意識してくれることになる、将来また意味があるのではないかなと考える。

【H 委員】

先に感想を申したい。

資料 2・18 頁、数値目標の、安心して楽しく子育てできると思う人の割合の数値がアウトプットの指標になろうかと思う。なかなかいい数字かなと思っていて、県社協で中期計画を来年度改定するので、こういった目標の立て方もあるのかなという、参考にさせてもらいたいと思った。

それから、里親委託率の目標がかなり高い数値で、頑張っていたきたい。県社協として応援できることがあれば応援したいと思う。

あと 2 点は確認で、1 点目、資料 2・25 頁、市町こども家庭センターの設置について、県では児童相談所を「こども家庭センター」という言い方にして、その一方で市町も「こども家庭センター」という名称を使うため、この言葉がややこしいなと思っているが、例えば県の「こども家庭センター」の名称の変更を考えておられるかどうかというのを現時点でいいので、確認させていただきたい。

もう 1 点、資料 2・39 頁、中核市における児童相談所の設置が、令和 11 年度に 2 ヶ所ということになっているが、明石市で設置され、尼崎市が令和 8 年 4 月に設置予定ということで、すでに 2 ヶ所ある。ということは、2 ヶ所、確実な目標を令和 11 年度に向けて掲げたという理解でよろしいか。

【児童家庭課長】

まず、名称について、児童相談所である県の「こども家庭センター」と、新しく児童福祉法に基づく市町の「こども家庭センター」という同じ名称が並立することについては、議論があった。県の「こども家庭センター」という名称がすでに 10 年以上にわたって馴染んでいるということで、名称は引き続き使っていく形で、今のところすぐに見直すことは予定していない。それから、中核市の児童相談所について、まず明石市が先行して設置し、続いて令和 8 年 4 月、尼崎市が設置する。さらに続いて、西宮市、姫路市という形で進めたいが、それぞれ財政状況が厳しい。やはり児童相談所一つ作るのに

あたっては、それだけの人員、建物、そして、維持していくお金がかかるということで、設置については難しい状況ではある。今後も県としては中核市に対して設置にむけて働きかけしていきたい。